

しょう しゃけいかく しょう ふくしけいかく しょう じ ふくしけいかく かいいてい 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定

「障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から3年間の

計画期間となっており、令和5年度が計画最終年度となります。令和6年度から新たな計画期間と

なる「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

令和6年1月に実施したパブリックコメントの際の素案の状態ですが、改定される計画の主な

内容をお知らせします。

計画期間は、障がい者計画は6年間とし、その中で障がい福祉計画と障がい児福祉計画を3年

ごとに設定します。

基本理念は、「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除され

ない地域社会の実現を目指します。」とし、この基本理念の下に5つの基本目標を掲げる予定です。

①一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

②「つながり」を実感できる地域づくり

③社会参加を進めるシステムづくり

④総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

⑤多機関で協働して支援に当たる体制の構築


これらの基本目標に基づき各種施策を展開していきます。計画の改定が完了しましたら、市の

ホームページ等でお知らせしますので、御覧ください。

■担当

高齢障がい課障がい者支援係 03-3430-1111(内線2209)



 福祉 ふくしだより	だい かい れいわ ねん がつはっこう 第114回 令和6年3月発行
	へんしゅう ほんこう かい 編集・発行 こまえ しふくし ほけんぶ こうれいしょう か でん 電話 03-3430-1111 わ 話 ないせん 内線 2201 ふ あっくす F A X 03-3480-1133

(「ふくしだより」題字:書道家 片山 子龍 作)

しょう しゃしゅうろう し えん と 障がい者就労支援センターサポートの取り組みについて

「障がい者就労支援センターサポート」は障がいのある皆さんに寄り添い、一人ひとりの自立

に向けた就労希望の実現を応援しています。就労相談から求職活動の支援、また職場定着

支援など就労に関することならなんでも相談できます。お気軽に御連絡ください。

(1)職場体験実習を実施しています

就労を目指している障がいのある方を対象に職場体験実習を実施しています。実習場所は

市役所や社会福祉協議会で、各年1回実施しています。期間は6日間、1日4時間の実習となりま

す。作業内容については参加者の障がい特性を考慮して決定します。令和6年度の詳細が決まり

ましたら「広報こまえ」にてお知らせいたします。



(2)週20時間以内の短時間の仕事の開拓に取り組んでいます

現在、ハローワークで検索できる障がい者向け求人は、就労時間が週20時間以上のものがほと

んどです。週20時間は働けないけれども週10時間、あるいは週2日か3日といった短時間なら

働けますといった声はよくお聞きします。そこで、障がい者就労支援センターサポートでは粕江市

近隣で短時間の仕事の開拓に取り組んでいます。こんな仕事がしたいといった御要望があれば御

連絡ください。

■担当

粕江市障がい者就労支援センターサポート 03-5438-3533

れいわ ねんど れいわ ねんぶん
令和6年度(令和5年分)の

じゅうみんぜいしんこく かくていしんこく わす
住民税申告や確定申告をお忘れなく！

『生活介護』、『就労継続支援A型』、『就労継続支援B型』、『共同生活援助(グループホーム)』、『施設入所支援』、『療養介護』を利用している皆さんの、利用者上限負担額に係る上限額等を毎年7月1日に見直します。見直しは、令和6年度の税情報に基づき決定しますので住民税や所得税の申告手続きをお忘れないうようお願いいたします。

上限負担額等の見直し手続きの詳細は5月上旬頃、対象者の方へお知らせをお送りしますので、御確認をお願いいたします。



■担当

福祉相談課相談支援係 03-3430-1111(内線2274)

しょうがいしやてちょう けいしき かおじゃしん
障害者手帳(カード形式)の顔写真がカラーになります

令和6年1月から東京都が発行する障害者手帳(カード形式)の顔写真について、カラーでの発行が可能になりました。

身体障害者手帳、愛の手帳(東京都療育手帳)をお持ちの方で、顔写真がカラーのカード式の手帳を希望される場合は、再交付の申請をすることができます。申請時に、現在お持ちの手帳と写真(たて4cm×よこ3cm ※申請前1年以内に撮影したもの)を御持参ください。

既に精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、顔写真がカラーのカード形式の手帳を希望される場合は、2年ごとの定期更新時にカード形式での発行を希望してください。現在の有効期限内にカラーのカード様式に変更はできません。



■担当

福祉相談課相談支援係 03-3430-1111(内線2280)

地域生活支援拠点とは、障がい者の「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるために重度の障がい者にも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい者やその家族の緊急事態への対応を図るものです。

～地域生活支援拠点の5つの機能～

- ①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり

これまで、市内には重度の障がい者を受け入れることができるグループホームが不足しておりましたが、中和泉三丁目に新たにグループホーム12名、ショートステイ2名を定員とする施設が建設されます。令和6年11月から事業を開始する予定となっています。市内の事業所と連携して地域生活支援拠点に求められる機能を整備していきます。



■担当

高齢障がい課障がい者支援係 03-3430-1111(内線2209)

いりょうてき じ しえん
医療的ケア児の支援について

狛江市では、医療的ケアが必要な児童とその御家族を支援するため、コーディネーターを配置し、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して支援するための調整役を担っています。医療的ケア児に関するコーディネーターへの御相談は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで、080-4663-4886にて受け付けています。

また、医療的ケア児の御家族がリフレッシュや就労活動に御利用できるレスパイト事業も実施しています。御利用の手続きは高齢障がい課で受け付けていますので、ぜひ、御利用ください。



■担当

高齢障がい課障がい者支援係 03-3430-1111(内線2209)